

令和2年小布施町議会11月会議会議録

議事日程(第4号)

令和2年12月11日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第69号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 3 議案第73号 町税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第81号 令和2年度小布施町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第 5 議案第84号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 6 議案第85号 令和2年度小布施町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 7 議案第89号 おぶせガイドセンターの指定管理者について
- 日程第 8 社会文教常任委員長報告
- 日程第 9 議案第74号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第82号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第83号 令和2年度小布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第88号 小布施町ワークホームみすみ草の指定管理者について
- 日程第13 議案第90号 小布施町中央同和対策集会所の指定管理者について
- 日程第14 議案第91号 小布施町雁中同和対策集会所の指定管理者について
- 日程第15 議案第92号 小布施町雁中地区共同作業所の指定管理者について
- 日程第16 議案第93号 小布施町福原地区共同作業所の指定管理者について
- 日程第17 議案第94号 北信保健衛生施設組合規則の変更について

- 日程第18 議案第95号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議について
- 日程第19 政策立案常任委員長報告
- 日程第20 陳情第4号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書
- 日程第21 陳情第5号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・批准を求める陳情
- 日程第22 陳情第6号 「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する陳情
- 日程第23 発委第11号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちを守るための意見書の提出について
- 日程第24 議会報告第9号 出納検査の報告について
- 日程第25 議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 発委第12号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 追加日程第1 発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・批准を求める意見書の提出について
-

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山崎博雄	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

本日町長から、議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、政策立案常任委員長から、発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について、議会運営委員長から、発委第12号、防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出についての提出がありましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日に日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました、日程第2、議案第69号から日程第7、議案第89号

までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員会の審査報告を求めます。

小西総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小西和実君登壇〕

○総務産業常任委員長（小西和実君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月7日午前11時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開会しました。

会議に付した案件は、11月会議で付託された議案第69号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、議案第73号 町税以外の諸収入に対する手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、議案第81号 令和2年度小布施町一般会計補正予算（第10号）について、議案第84号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第85号 令和2年度小布施町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第89号 おぶせガイドセンターの指定管理者についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第69号についての主な質疑として、供託金に関しては条例に対しては規定されていないのか。選挙運動用自動車の運転手はどのような方が対象になるのか。第12条に記載されている委員会の定義は。供託金没収の得票数の説明はどのように周知するのか等の発言がありました。

議案第73号についての主な質疑として、育英金貸付基金の延滞金を違約金に改正と第6条の特例基準割合の7.25%に改めた理由は。年金からの特別徴収になるまでの期間について未納になってしまう例があるが、その場合はどのように対応するのか等の発言がありました。

議案第81号についての主な質疑として、ふるさと納税寄附金謝礼の内容について。委託料と使用料の内容及び支払先について伺いたい。町長選挙費の予算の内訳について。民生児童委員活動費交付金の内訳について。町営住宅管理費、修繕料の内訳は。安市行事補助金の内容と増額の理由は。多機関協働支援体制及び国民年金事務費の返還金の内容と理由について、ふるさと納税返礼品はどのようなものなのか等の発言がありました。

議案第84号についての主な質疑として、国道403号線の業務委託料の工事場所、設計内容はどのようなものなのか。電線地中化関係は含まれていないのか。それぞれ単独事業として

工事を行う理由は等の発言がありました。

議案第85号についての質疑として、配水池更新事業での工事費支払いが令和4年度支払いになった理由について。配水池工事の隣接道路の拡幅はどのような計画なのか等の発言がありました。

議案第89号についての質疑として、管理経費縮減及び人的能力基準項目の委員評価のばらつきについて。評定判定の中で委員からの意見はあったのか。過去の指定管理状況で審査評価が評定Cの項目があるが、改善策を検討されたのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、12月8日に議員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第69号、議案第73号、議案第81号、議案第84号、議案第85号及び議案第89号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和2年12月11日、総務産業常任委員長、小西和実。

○議長（関 悦子君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第69号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第73号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員会報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員会報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員会報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第85号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員会報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第89号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員会報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第8、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託をされておりました日程第9、議案第74号から日程第18、議案第95号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員会の審査報告を求めます。

福島社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 福島浩洋君登壇]

○社会文教常任委員長（福島浩洋君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月7日午後1時20分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、11月会議で付託された議案第74号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第82号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第83号 令和2年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第88号 小布施町ワークホームみすみ草の指定管理者について、議案第90号 小布施町中央同和対策集会所の指定管理者について、議案第91号 小布施町雁

中同和対策集会所の指定管理者について、議案第92号 小布施町雁中地区共同作業所の指定管理者について、議案第93号 小布施町福原地区共同作業所の指定管理者について、議案第94号 北信保健衛生施設組合理約の変更について、議案第95号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第74号についての質疑として、給与所得控除の改正に関連した改正なのかの発言がありました。

議案第82号についての質疑の主なものとして、歳入と歳出の関連はどのようになっているのか。保健基盤安定繰入金の歳出財源はどのようになっているのか等の発言がありました。

議案第83号の発言はありませんでした。

議案第88号についての質疑の主なものとして、選定委員を選出した基準は、指定されなかった団体には説明をしているのか。選定委員に役場職員が多いが、その理由について。学識経験者としての委員の人選については、関連性を含め検討する必要があるのではないか等の発言がありました。

議案第90号についての質疑として、指定管理料についてはどのようになっているのかの発言がありました。

議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号及び議案第95号についての発言はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、12月8日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第74号は挙手多数、議案第82号、議案第83号、議案第88号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号及び議案第95号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和2年12月11日、社会文教常任委員長、福島浩洋。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第74号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第74号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第82号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第83号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第88号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第90号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第91号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第92号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第93号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第94号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第95号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（関 悦子君） 日程第19、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第20、陳情第4号から日程第22、陳情第6号を
会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

大島政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 大島孝司君登壇〕

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご
報告をいたします。

12月7日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出
席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、11月会議で付託された陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現
と国民のいのちと健康を守るための陳情書、陳情第5号 核兵器禁止条約への日本政府の署
名・批准を求める陳情、陳情第6号 「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を
要請する陳情であり、陳情人に出席を求めて、慎重に審査いたしました。

陳情第4号について、質疑の主なものは、医療・介護保険は今後、個人負担の増加が懸念
されるが、どのように考えているのか。コロナ禍において、医療関係者の待遇改善はどのよ
うな状況なのか。医師・看護師の増員は自ら要望すべきであるが、どのように考えているの
か。長野県保健所数は減少状況であるが、全国的にはどのようになっているのか。公的病院
の統廃合については、団体では地域の声をどのように聞いているのか。また、地域の声を積
み上げて国に届けるべきではないか。公的病院の統廃合は、住人の病院までのアクセス等を
考慮して検討することを国に申出するべきである。国ではコロナ禍において、公的病院の統
廃合はどのように考えているのか。高福祉低負担ということは財源的に考慮しなければなら
ないが、どのように考えているのか。現在のコロナ禍で近隣病院の状況はどのような状況な
のか等の発言がありました。

陳情第5号について、質疑の主なものは、政府が条約への署名・批准に背を向けることは
許されることではないと考える。県内市町村の陳情採択の状況をお聞きしたい。日本政府の
批准をしない理由はどのようなことか。現在の核兵器保有国数と不採択をした議会の状況は。
批准国が50か国のみしかない理由は等の発言がありました。

陳情第6号について、質疑の主なものは、国際的な緊張の中で平和的な関係・解決を構築
する方策について、どのように考えているのか。敵基地攻撃能力を配備した場合はどれくら
いの予算が必要なのか。平和外交のためには、ある程度の攻撃の能力が必要と考えるが、ど
のように考えているのか。相手国に対してはどのような話合いをしたらよいのか。国家安全

保障会議ではどのような議論がされているのか等の発言がありました。

慎重審査を期すために、12月8日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

陳情第4号については発言がありませんでした。

陳情第5号についての主な意見として、国の国防に関わる案件であり、地方議会が関係する案件なのか不明である。批准については、条約関係、安全保障、国際社会全体から見ると疑問を持っている。唯一の被爆国である日本が先導的に声を上げるべきで、小布施町は非核平和宣言を行っており、非核三原則の趣旨にのっとり、日本政府は条約に対して署名を行うべきで、陳情を採択するべきである。被爆者からの声を聞いている。条約への署名批准を行うべきであり、陳情の趣旨のとおり採択すべきである。他国のミサイル標的の状況、情報合戦とも言われている現在では、非核三原則と条約への批准とは別として考えるべきである。日本は被爆国として核兵器には反対である。ただ、アメリカの核の傘下により守られていることから趣旨採択を求める。世界全体が核兵器を持たなければ平和な世界ができるのではないか。被爆国として考えるべきである、核兵器署名・批准には賛成である等の発言がありました。

陳情第6号についての主な意見として、敵基地攻撃能力の反対と平和外交の推進とは、自衛隊の能力と外交の関係が一緒になっており分かりにくい。敵基地攻撃能力は先制能力ではないのではないか。能力は攻撃を受けた場合に安全を保つことではないか。まだ議論は煮詰まっていないのではないか。敵基地攻撃能力は国会でも論議されていない。平和的な外交を重視するという事は、現在の外交的には難しいのではないか。敵基地攻撃能力の反対については時期尚早ではないか。自衛隊の演習の姿を見たことがあり、物々しい雰囲気を感じており、そのことから平和外交を優先と感じた等の発言がありました。

討論を省略し、採決の結果、陳情第4号は全員挙手で、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

陳情第5号については、趣旨採択の動議があり、動議に賛成する委員が1名以上おり、動議が成立しました。動議について採決の結果、賛成と反対が同数であったため、委員長は賛成と採決したことから、趣旨採択を決定いたしました。

陳情第6号は挙手少数で、採択することは否決されました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和2年12月11日、政策立案常任委員長、大島孝司。

○議長（関 悦子君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないと認めます。

これより陳情第4号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第5号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（関 悦子君） 挙手少数であります。

よって、陳情第5号は委員長報告の趣旨採択は否決されました。

ただいま陳情第5号趣旨採択とすることは否決されましたので、お諮りいたします。本陳情を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時12分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第6号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情について採決をいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、陳情第6号は採択することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時35分

○議長（関 悦子君） それでは、再開いたします。

◎発委第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第23、発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

大島政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 大島孝司君登壇〕

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のための事項を、国に要請するため意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第9号の報告

○議長（関 悦子君） 日程第24、議会報告第9号 出納検査の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、例月出納検査に関する報告を申し上げます。

1 番目として、検査の対象でございますが、令和2年8月分、9月分及び10月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。各会計につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

2 番目として、検査の実施日ですが、令和2年9月28日、令和2年10月27日、令和2年11月25日にそれぞれ行いました。

3 番目として、実施した検査手続でございます。検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。令和2年8月31日現在、9月30日現在及び10月30日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないもの認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。

令和2年12月11日、小布施町監査委員、畔上 洋、同、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わりにいたします。

◎議案第96号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第25、議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○市長（市村良三君） 議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを申し述べます。

下記の人を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

記。住所、小布施町大字小布施980番地。氏名、久保田明男さん。生年月日、昭和35年2月4日。履歴などは裏面に書かせていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第96号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎発委第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第26、発委第12号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 発委第12号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本

整備の促進を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由を申し上げます。

近年、気候変動による自然災害や大規模地震が多発し、小布施町においても令和元年東日本台風災害や本年7月の豪雨災害により甚大な被害が発生している。

このような中、国は、被災都道府県等からの支援要請に迅速に対応するとともに、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、国民経済や生活を支える重要インフラ等の機能維持を図っている。

しかしながら、被災地の復旧・復興に向け、継続的な手厚い支援が求められており、また、国土強靱化等に関しては、対策を要する箇所が未だ多く残されていることに加え、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全や、災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は深刻であり公共事業の継続は重要である。

よって、小布施町議会では、国に対し、災害からの早期の復旧・復興を図るとともに、防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるよう強く要望する意見書を提出する。

要望する意見書等は、別紙のとおり5項目のとおりですので、ご審議をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委12号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、13番」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 動議を提出します。

寺島弘樹議員他4名から提出の発議第1号について、日程に追加し、議題とすることを望みます。

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。

ただいま提出されました動議について、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 会議規則第16条の規定により、発言者のほかに1名以上の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（関 悦子君） 発議第1号を日程に追加し、直ちに審議いたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 追加日程第1、発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番、寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、発議第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名・批准を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由を申し上げます。

「核兵器禁止条約」は、2017年7月7日の国連総会で加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で採択され、更に2020年10月24日、批准国が条約の発効に必要な50か国に達し、2021年1月22日に正式に発効することになりました。

「核兵器禁止条約」は国連総会の第1号決議（1946年1月）で「原子兵器」の撤廃を提起して以来、初めての画期的な国際条約で、日本に被爆者の長年の要求も反映しています。また同条約の発効で、核兵器は違法なものとなり、米国をはじめとする核兵器国に対し、核兵器の廃絶を求めるうえで、国際法上の確固とした根拠になります。

しかし現状を見ると、核兵器禁止条約が発効する一方で、小型のより使いやすい核兵器の開発など、核大国の軍拡競争が急速に進んでいます。

一方、日本政府は、唯一の戦争被爆国でありながら核兵器禁止条約に背を向け続けており、国内外から失望と批判の声が相次いでいます。よって、本議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約に一日も早く署名・調印し、批准するよう求めるため、意見書を提出する。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

11月会議を閉じ、令和2年小布施町議会を散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、11月会議を閉じ、令和2年小布施町議会を散会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（関悦子君） ここで、町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 令和2年11月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会11月会議に上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出の固定資産評価審査委員の人事案件も含め、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

12月26日から30日まで、消防団の皆さんによる恒例の年末夜警が実施されます。令和2年の町内における火災発生件数は、昨年と同程度となっておりますが、須高地区全体では昨年よりも増加傾向にあります。また、無届けのたき火行為等による町内での調査出動については、昨年同期と比較し2倍以上となっております。

各ご家庭や農家の皆さんには、火の元の管理や戸締りなどの徹底をお願いし、町民の皆さんが安全で安心して、よいお年をお迎えできますことを祈念するものであります。

昨年度、前年度比約9,000万円増の4億7,000万円のご寄附を頂いたふるさと納税であります。今年度も、さらなる返礼品の掘り起こしやウェブサイトへの掲載方法の工夫などの取組により、現時点で昨年度を上回るペースでご寄附を頂いております。

例年、年末に駆け込みでのご寄附を頂くことが多いことから、これから年末にかけて、1年の中で一番多くのご寄附を頂ける時期になることが予想されますが、遺漏なきよう準備を進め、今後のご寄附を通じて応援いただく小布施ファンの増加に努めてまいります。

平成30年度から実施されておりました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が本年度末で終了することから、県や議長会などで、国へ期間延長について要望してきておりました。また、本日、本議会におきまして、発委第12号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出につきまして、議会運営委員長より提出がされ、可決がされました。

期間延長につきましては、菅首相より、令和3年度から7年度の5か年間で15兆円規模の

計画を策定するように関係閣僚に指示があり、本年度の第三次補正予算に盛り込むと報道がされました。本予算により、昨年の東日本台風の災害復旧や激甚化する災害対策事業が早期に進むことを期待するものであります。

12月5日に、第46回人権フェスティバルを開催いたしました。町民の皆様にも大勢ご参集をいただき、誠にありがとうございました。

当日は、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の解消と併せ、新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見、いじめを許さず、今こそお互いを思いやる心を持ち、互いを支え合う大切さを改めてお願いさせていただきました。

引き続き、町民お一人お一人の人権が尊重される明るいまちづくりを目指して、多くの学習機会を設け、啓発事業に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

年明けの1月10日日曜日には成人式を開催いたします。対象となる皆さんは127名で、現在97名の皆さんが出席を予定していただいております。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、式典のみの開催とし、また、例年ですと、議員の皆さんにもご出席をいただいておりますが、今回はご来賓の方も縮小して行わせていただきます。

新年の風物詩、小布施の安市が1月14日と15日の2日間、皇大神社境内を中心に開催されます。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し、行者さんによる火渡りの神事や、会場で調理工程が必要な食品を扱う屋台は出店しません。福だるまや縁起物の販売、だるまのおたき上げは例年どおり行いますので、感染症対策を万全にしてお越しいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染は、全国的には引き続き拡大傾向で推移しておりますが、当町においては比較的安定した状況と言えます。穏やかな年末年始を迎えるため、引き続き外出時の感染予防にご注意をいただきたいと思っております。

また、議員ご自身の体調にも目を向け、多少でも具合が悪い、だるいなど変化を感じる場合は、ゆっくりとお休みいただくとともに、ご家庭内でご家族にうつしてしまうことがないように、家庭内の感染にもご配慮いただくようお願い申し上げます。

本議会並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいり所存であります。

私は、来年の1月21日をもって退任をさせていただきます。小布施町議会は通年議会ではありますが、一般質問のある会議は、私にとって11月会議が最後になります。

ここで、小布施町議会に対して、一言御礼を申し上げたいと思います。

小布施町議会におかれましては、私の任期の16年の間でも、例えば通年議会の導入、それから政策立案常任委員会の発足、議会基本条例の制定はじめ、本当に多くの様々な議会改革並びに活性化にお取り組みいただきました。

町内のあらゆるグループ、団体と懇談会を頻繁に開かれ、町民の皆さんのお声をお届けもいただきました。この10月には、議会アシスター会議も導入してくださり、なり手不足の課題にも真正面からお取り組みいただいております。

町政運営においては、一般質問はもとより、日頃から政策提言・提案をたくさんいただき、政策化できたご提案も多々ございます。文字どおり、町政運営の両輪としてご一緒させていただきました。開かれた議会、そして活性化する議会に対して、深甚なる感謝と敬意を申し上げます。誠にありがとうございました。

これから本格的な冬を迎えます。議員各位におかれましても、ご健康に十分ご留意をくださり、ご健勝でますますご活躍いただきますとともに、小布施町議会のいよいよの発展を心よりお祈りを申し上げます。

令和3年が、議員各位はじめ、町民の皆さんにとってよい年となりますよう祈念申し上げ、挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて11月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時01分